

**ヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約**

**個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ**

2020年3月31日をもってヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

**■ヤフー・ジャパン代金収納サービス利用規約 新旧対照表**

改定前	改定後
<p><b>第4条(本サービス決済金額の支払方法等)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お支払日にお支払いいただくヤフーサービス代金(以下「請求金額」という)は、ヤフーHP内の画面掲載による通知等その他当社所定の方法により通知いたします。請求金額については、当該通知が確認できる状態になって以降7日以内に、契約者から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。</p>	<p><b>第4条(本サービス決済金額の支払方法等)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お支払日にお支払いいただくヤフーサービス代金(以下「請求金額」という)は、ヤフーHP内の画面掲載による通知等その他当社所定の方法により通知いたします。<u>契約者は、請求金額に異議がある場合には、当該通知が確認できる状態になって以降7日以内に申し出るものとし、当該期間内に契約者から特にお申し出のない場合は、契約者が当該請求金額を承認されたものとします。</u></p>
<p><b>第5条(連帯保証人)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連帯保証人は、本契約の有効期限が更新された場合も引き続き、契約者が本サービス利用契約に基づき当社に対して負担する一切の債務について保証し、当社に対して契約者と連帯して保証債務履行の責を負うことを予め承諾するものとします。</p>	<p><b>第5条(連帯保証人)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連帯保証人は、本契約の有効期限が更新された場合に、<u>契約者が本サービス利用契約に基づき有効期限更新後に当社に対して負担する一切の債務についても保証の範囲に含まれており、引き続き当社に対して契約者と連帯して保証債務履行の責を負うことを、予め確認</u>します。</p>
<p><b>第6条(取引担当者)</b></p> <p>契約者が法人の場合、契約者は申込みにあたり、本サービス利用に係る担当者(以下「取引担当者」という)を指定するものとし、当社が取引担当者に対して行った連絡・通知等は、契約者に行ったものとみなします。</p>	<p><b>第6条(取引担当者)</b></p> <p>契約者が法人の場合、<u>契約者及び(連帯保証人がいる場合には)連帯保証人は</u>、申込みにあたり、本サービス利用に係る<u>一</u>の担当者(以下「取引担当者」という)を指定するものとし、当社が取引担当者に対して行った連絡・通知等は、<u>契約者及び(連帯保証人がいる場合には)連帯保証人</u>に行ったものとみなします。</p>
<p><b>第10条(契約の解除・利用停止等)</b></p> <p>(1) 当社は契約者又は連帯保証人が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく、本サービス契約を解除又は終了させていただきます。</p> <p>【1】～【3】</p> <p>【4】第9条(1)【2】【3】【4】又は第9条(2)【2】【3】【4】のいずれかに該当したとき。</p>	<p><b>第10条(契約の解除・利用停止等)</b></p> <p>(1) 当社は、契約者又は連帯保証人が以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なく、本サービス契約を解除又は終了させていただきます。</p> <p>【1】～【3】</p> <p>【4】第9条(1)各号(ただし同項【1】を除く。)又は第9条(2)各号(ただし同項【1】を除く。)のいずれかに該当したとき。</p>

<p><b>第 12 条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) 契約者及び連帯保証人は、その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>【1】(略)</p> <p>【2】(略)</p> <p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>【3】</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>第 12 条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) 契約者及び連帯保証人は、その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>【1】(略)</p> <p>【2】(略)</p> <p><u>【3】当社が連帯保証人に履行の請求をしたときは、契約者に対してもこの履行の請求の効力が生じること。</u></p> <p>【4】 (以下条項繰り下げ)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p><b>第 15 条(合意管轄裁判所)</b></p> <p>契約者又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、契約者又は連帯保証人の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	<p><b>第 15 条(合意管轄裁判所)</b></p> <p>契約者又は連帯保証人と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、契約者又は連帯保証人の住所地又は所在地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。</p>
<p><b>第 16 条(本規約の変更等)</b></p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により契約者にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に契約者が本サービスをご利用された場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第 16 条(本規約の変更等)</b></p> <p>(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<a href="https://www.saisoncard.co.jp/">https://www.saisoncard.co.jp/</a>)において公表するほか、<u>必要があるときにはその他相当な方法で契約者及び連帯保証人に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。</u>なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、<u>定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>【1】変更の内容が契約者及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>【2】変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>(2) 当社は、前項に基づくほか、<u>あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(<a href="https://www.saisoncard.co.jp/">https://www.saisoncard.co.jp/</a>)において告知する方法又は契約者に通知する方法その他当社所定の方法により契約者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。</u>この場合には、<u>契約者は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u>この場合、<u>連帯保証人は、従前の保証の趣旨の範囲内で引き続き保証責任を負います。</u></p>

(新規に規定)

### **連帯保証に関する特則**

2020年4月1日以降に当社が連帯保証人を必要と判断した契約者及び連帯保証人となった方については、第16条までの規定に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

#### **第1条(極度額の設定)**

(1) 連帯保証人の本契約に基づく保証債務の極度額は、100万円とします。

(2)連帯保証人は、自らの保証債務の履行を行う場合には、当社から保証債務の履行の請求を受けてこれを履行するときを除き、あらかじめ当社に対して、保証債務の履行をする旨の通知を行うものとします。

#### **第2条(情報提供等)**

(1)契約者は、以下の情報をすべて、連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。

【1】財産及び収支の状況

【2】主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

【3】主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(2)連帯保証人は、契約者から前項の情報全ての提供を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。

(3)連帯保証人は、前項により自らが表明保証した内容が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に生じた損害を賠償するとともに、当社に対する一切の債務を履行します。

(4)契約者は、当社が連帯保証人に対して、契約者の当社に対する債務の履行状況を開示することがあることをあらかじめ承諾します。

#### **第3条(期限の利益の喪失)**

本規約第9条(期限の利益の喪失)(2)に以下の事項を追加します。

(2)【5】連帯保証に関する特則第2条(1)の表明保証に違反したとき。

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p> <p><u>⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上